

## 後発開発途上国向け援助のアンタイド化

### Untying Aid to the Least Developed Countries

#### はじめに

2001年4月に開かれた開発援助委員会（DAC）高官会合は、後発開発途上国<sup>(1)</sup>向け援助のアンタイド化に関する勧告を採択しました。本政策フォーカスでは、この合意の背景について説明します。

OECD開発援助委員会（DAC）は、1961年の発足以来、加盟国の援助努力の効果を高める方法について討議を重ねています。主要な討議項目の1つに、あらゆる国から財やサービスを自由に購入できる援助（「アンタイド援助」）を行うべきか、援助国からの財やサービスの調達に限定した援助（「タイド援助」）を行うべきか、という問題があります。長年、DACはこの問題について討議してきましたが、2001年4月のDAC高官会合で、開発協力担当官僚と援助機関首脳は後発開発途上国向け政府開発援助のアンタイド化を勧告することで合意しました。

(1) 2001年5月1日現在、「後発開発途上国」に分類されている国は、アフガニスタン、アンゴラ、バングラデシュ、ベニン、ブータン、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カボベルデ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、ジブチ、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ハイチ、キリバス、ラオス、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニジェール、ルワンダ、サモア、サントメプリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、スーダン、タンザニア、トーゴ、ツバル、ウガンダ、バヌアツ、イエメン、ザンビアである。

## 政府開発援助とは何か、また、アン タイド援助はどのくらいあるのか

援助国は開発途上国の経済開発、特に国レベルの貧困削減策の実施を支援しているが、これが現在2国間および多国間の開発協力の基礎となっている。グラント・エレメント<sup>①</sup>が25%以上の公的援助機関による援助が、政府開発援助（ODA）に分類される。2000年のDAC加盟国による開発途上国向けODAは530億米ドルで、そのうちの約3分の2は2国間ベースで供与され、残りは世界銀行などの国際開発銀行を通じての支出であった。2国間援助はタイドにもアンタイドにもできる。後発開発途上国向け2国間援助の総額は約80億米ドル（2国間援助全体の約17%）で、このうち約半分がタイドとなっている。

## なぜ援助国は援助を タイドにするのか

援助を援助国からの財やサービスの購入に限定するには、経済的な要因と政治的な要因がある。マクロ経済的な視点から見ると、援助は援助国からの資金流出である。したがって、政府が国際収支への影響を懸念すれば、援助をタイドにして輸出を増やし、この資金流出を相殺することができる。企業レベルでは、タイド援助は援助国の一部の企業にとって被援助国向け輸出成約を勝ち取る手段となる。つまり、タイド援助は援助国の企業への補助金を意味するのである。政治的な視点から見ると、一部の援助国の政府は、援助をタイドにすると援助努力への政府および企業の支持が強まるが、援助をアンタイド化すると、

ただでさえ削減されている援助予算に悪影響が及ぶ恐れがある、と主張している。さらに、開発援助は単なる経済交流の範囲を越え、個人レベルでの開発途上国の市民との協力を重視し、促進していこうとする援助国側の意欲の表れとも見なされている。こうした結びつきを強調するために、多くの援助国は自国の援助努力をはっきりと目に見えるものにしたと考えている。援助を援助国からの財やサービスの購入に限定することは、目に見える援助につながるのである。

## アンタイド援助のメリットは何か

アンタイド援助の支持派は、その方がより効率的な開発援助になると強調している。推計によれば、タイド援助にすると多くのモノやサービスのコストは15～30%押し上げられる。さらに、タイド援助にすると被援助国と援助国の双方で事務負担が増すほか、小規模の貧困層向けプログラムより、資本集約型の輸入や援助国の技術ノウハウを必要とするプロジェクトが選好されがちになり、被援助国の実情に合わない財や技術、アドバイスを購入することになりかねない。要するに、タイド援助はコストのかかる援助国の雇用助成手段——市場開放へのOECDの全般的取り組みに反する保護主義の一形態——とも考えられるのである。ドナルド・ジョンストンOECD事務総長は1999年のWTOシアトル会議で次のように述べている。「援助のアンタイド化は、援助を受ける貧困国側に選択権を取り戻させることで、援助の価値を高め、世界貿易の歪みを取り除くとともに、一部先進国の重商主義的姿勢によって傷つけられている援助の尊

厳を高めることにつながる。」

## 利害関係者はどう考えているか

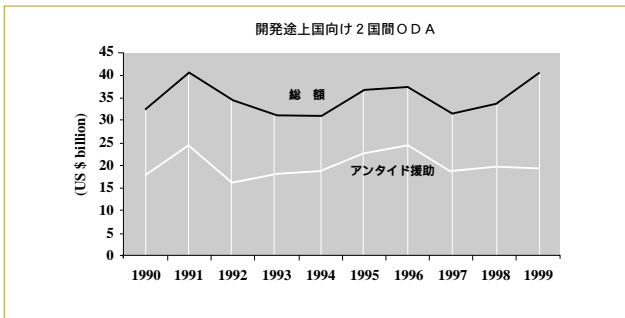
タイド援助の慣行は今や、1996年のDAC戦略「21世紀に向けて：開発協力の貢献」で示された、開発協力に関する新しい考え方にそぐわなくなっているように思われる。この戦略は、援助国は国際的に合意された開発目標に向けて開発途上国と協力することを義務づけるものである。援助のアンタイド化は、開発問題に関する主要な国際会議で明確に主張されるようになってきている。

- 国連貿易開発会議第10回総会（UNCTAD X）の行動計画で、開発途上国は援助のアンタイド化問題を、援助国の開発途上国に対する政策の一貫性と信頼性を見極める試金石と位置付けた。
- 今年5月に開かれた第3回国連後開発途上国会議において、DACの合意は大きな「救い」として歓迎された。
- 2002年3月に開かれる国連開発金融会議の

準備において、アンタイド援助が援助の有効性を高めることに寄与することが重視されている。

タイド援助の慣行は効果的なパートナーシップと両立しないと見られている。援助調達への自由化は、開発途上国が援助プログラムや援助プロジェクトの選択、設計、実施への関与を強める具体的なステップである。

実業界も、透明性と監視を強化するものとして多国間枠組みの援助アンタイド化に関心を示している。競争力のある企業にとっては、自国の限られたタイド援助資金に確実にアクセスできるより、各国のアンタイド援助の総体にアクセスできることの方がメリットは大きい。さらに、多国間枠組みでの援助のアンタイド化は、援助ビジネスをWTO政府調達協定の自由貿易原則に則ったものにするということにもつながる。したがって、援助のアンタイド化は、調達の環境を公平にするための重要なステップとなる。各国の非政府組織（NGO）も以前から援助のアンタイド化を積極的に提



平均アンタイド援助比率<sup>(\*)</sup> 1995～1999年

90%超	50～90%	25～50%	25%未満	データなし
日本 スウェーデン スイス	ノルウェー ポルトガル オランダ ドイツ フィンランド デンマーク	カナダ イタリア オーストラリア 英国 <sup>(a)</sup> フランス オーストリア	ベルギー スペイン 米国	ギリシャ アイルランド ルクセンブルク ニュージーランド

a. 英国は最近、すべての2国間援助をアンタイド化すると発表した。この結果、英国は日本、スウェーデン、スイスとともにアンタイド援助のトップグループに加わることになる。

\* 2国間ODA総額に占める2国間アンタイドODAの比率  
出所：OECD

唱している。現に、900以上の欧州NGOの連合体は欧州委員会にタイド援助プログラムの廃止を求めている。

### 援助国は現在どうしているか

タイド援助がすべて悪く、アンタイド援助がすべてよいとは言えない。しかし、アンタイド援助への賛成論があることから、多くの援助国は援助プログラムにおけるアンタイド援助の相対的重要性を徐々に高めている。

1990年代のこうした好ましい傾向にもかかわらず、2国間援助総額に占めるアンタイド援助のシェアは1997年以降横ばいとなっている。これは、一部の援助大国が1998年と1999年に多額のタイド技術援助を行ったためである。下の表は、開発途上国向け2国間ODA総額に占めるアンタイド援助の比率に基づいて援助国を4つのカテゴリーに分類したものである。

### 援助アンタイド化の初期の試み

2国間援助アンタイド化の最初の試みは1969年にまで遡るが、この時は合意には至らなかった。討議の結論はDACコミュニケに次

のように反映された。「大多数の加盟国が初めて2国間金融開発融資のアンタイド化に合意する用意があると表明した。他の加盟国はこうしたスキームの原則や緊急性を認めなかった。これらの加盟国は、今後も合意に達するための討議に参加する用意はあるとしながら、こうしたスキームは加盟国の特殊事情や援助の構成を考慮すべきであると主張した。

2度目の試みがなされたのは1974年で、10の援助国が2国間開発融資の相互アンタイド化への覚書に参加した。しかし、石油危機によってより切迫した問題へと注意がそらされ、この合意は完全に実行されるには至らなかった。

### 1998年の後発開発途上国向け援助アンタイド化の指令

1992年にタイド援助の利用に適用される一連の規律について合意した後、DACの関心は再び援助調達自由化を模索する方向に戻った。可能な取り組みの選択肢と目標の精査を経て、1998年のDAC高官会合は、後発開発途上国向け援助アンタイド化の勧告に関する作業に着手するよう指令した。目標を後発開発途上国に絞ったのは、援助への依存度が比

較の高いからである。後発開発途上国はミレニアム開発目標の達成という重い課題を背負っているため、タイド援助に伴う余分なコストや非効率に耐えられない。

## 後発開発途上国向け援助アンタイド化への2001年のDAC勧告

DACは、2001年5月のハイレベル会合で集中的に討議した結果、後発開発途上国向けODAのアンタイド化を勧告することで合意した。この勧告の目的は以下のとおりである。

- 可能な限り後発開発途上国向けODAをアンタイド化する。
- 後発開発途上国向けを中心に十分なODAフローを促進、確保する。
- 援助のアンタイド化推進でDAC加盟国間のバランスのとれた努力を実現する。

この勧告は、勧告が最大の効果をもたらすには、被援助国側の調達責任強化と援助プロジェクト受注に向けた民間部門の競争力強化が必要とされることも確認している。

## 適用範囲

2002年1月1日までに、以下の分野の後発開発途上国向けODAがアンタイド化される。国際収支と構造調整への支援、債務免除、セクターおよびマルチセクタープログラム向け援助、投資プロジェクト援助、輸入および一次産品への支援、商業サービス契約、調達関連活動にかかわるNGO向けのODA。さらに、勧告は、ODAの種類によって異なるアプロ

チが求められること、また、勧告の実施にあたっては援助国によって適用範囲や実施時期が異なる可能性のあることも認めている。端的に言うと、分野によっては（特に技術協力や食糧援助など）援助をアンタイド化すると援助国によっては微妙な問題が生じることを認めているのである。こうして、勧告は、援助国の開発協力政策への国としての関与意識維持と被援助国がより多くの財やサービスを調達できるようにするという目標のバランスをとっている。したがって、技術協力と食糧援助に関しては、援助国は援助プログラムをタイトのままにすることもできる。全体として、後発開発途上国向け2国間ODA総額の約70%にあたる約55億米ドルが2002年1月までにアンタイド化される見込みである。

## 努力分担

各加盟国によるアンタイド化努力の合理的なバランスを促進することも勧告の重要な柱の1つである。バランスのとれた努力分担という問題は、相互に影響し合う2つの要素—勧告の適用範囲と様々な援助プログラムの金額、構造、地理的方向性のバリエーション—から生じるものである。この2つの要素によって、勧告が実施されると、勧告の適用対象とされている援助の額とアンタイド援助の総額と比率で援助国間に大きな差が出ることになる。そのため、勧告は、努力分担のバランスをとることは、各国の政府、議会、一般市民にとって、当然かつ重要な関心事であることを認めている。この点に関して、加盟各国は、努力分担を促進し、よりバランスのとれた後発開発途上国向け援助努力分担への進捗

状況を定期的にチェックする追加措置を講じるよう、最大限努力することで合意している。さらに、加盟各国は勧告の実施によって後発開発途上国向け援助が長期的に減少することのないようにすることも表明している。

## 透明性と監視

勧告は、公平な環境を提供、維持し、勧告の遵守状況を監視し、勧告の効果を評価するため、透明性と実施、見直しについての強力な手続きを規定している。例えば、入札期間がスタートするまでに、援助国は勧告の適用対象となっているアンタイド援助額をOECD事務局に通知する。その後、その通知は応札する可能性のある援助国、被援助国の企業に対して公表される。一般に、入札は、効果的かつ競争的な調達の手続きとなっている。1986年がDACが定めた最善のODA調達慣行に従って行われる。援助国は事務局に受注企業も報告する。さらに、電子情報交換システムによって、加盟各国が互いに追加情報を求めたり、不明な点を問い合わせたりすることもできるようになる。

## 勧告の実施

勧告は2002年1月1日に施行される。現在、施行への準備とその規定の実施に向けた作業

が進められている。来年初めまでに加盟各国は、自国の政策や慣行に、合意された種類の援助をアンタイド化するために必要とされる調整をしなければならない。OECD事務局も、アンタイド援助のオファーを通知するための電子掲示板の開設を含めて、監視、見直し規定を実施しなければならない。こうした直接的な作業以外にも、勧告の実施には、勧告が目的に適合していることをチェックするための、他の分野での多くの作業が必要となってくる。こうした作業には、例えば次のようなものが含まれる。

- 開発途上国が調達に関してより大きな責任を負えるように、その調達能力を強化するための作業。
- タイド援助およびアンタイド援助に関する加盟各国の報告について、その完全性と比較可能性を高めるための作業。
- 勧告の努力分担規定を実施して、加盟各国の後発開発途上国向け援助努力のバランスを改善することも重要な作業となる。

## 詳細情報

勧告に関するさらに詳しい情報については、フランス・ラマーセン（Eメール：[frans.lammersen@oecd.org](mailto:frans.lammersen@oecd.org); 電話：33 1 45 24 89 88）まで照会願いたい。



[関連図書]

- ❖ **Shaping the 21st Century: The Contribution of Development Co-operation, 1996**

<http://www1.oecd.org/dac/htm/stc.htm>



- ❖ **DAC Recommendation on Untying Official Development Assistance to the Least Developed Countries, May 2001**

<http://www.oecd.org/dac/htm/Untie.htm>

この冊子の全体、または一部の複製使用や翻訳をご希望の場合は、  
「©OECD. Reproduced by permission of the OECD」と出典を明記することを条件に、無料で許可されることとなります。

本資料は、OECDパリ本部情報局広報課が、事務総長の責任下で作成した『OECD Policy Brief』の邦文仮訳です。  
英語版はOECDパリ本部のウェブサイト（[www.oecd.org/publications/Pol\\_brief/](http://www.oecd.org/publications/Pol_brief/)）でご覧いただけます。

OECD東京センター 〒107-0052 東京都港区赤坂2-3-4 ランディック赤坂ビル3F

Tel 03-3586-2016 Fax 03-3586-2298

E-mail: [center@oecdtkyoo.org](mailto:center@oecdtkyoo.org) URL <http://www.oecdtkyoo.org>

最寄駅：地下鉄銀座線・南北線「溜池山王」9番出口